

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

（単位 百万円）

満期保有目的の債券

	種 類	平成27年度中間期（平成27年9月30日現在）			平成28年度中間期（平成28年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	433	433	0	989	998	9
	その他	3,000	3,198	198	3,000	3,415	415
	小 計	3,433	3,632	198	3,989	4,413	424
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,287	2,263	△ 23	1,076	1,052	△ 23
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,287	2,263	△ 23	1,076	1,052	△ 23
合 計		5,720	5,895	175	5,065	5,466	401

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

（平成27年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（平成28年9月30日現在）

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	平成27年度中間期（平成27年9月30日現在）			平成28年度中間期（平成28年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,904	2,885	6,018	7,722	2,479	5,243
	債券	282,115	274,694	7,420	280,462	270,444	10,018
	国債	179,566	173,518	6,047	175,977	167,706	8,271
	地方債	32,511	31,955	555	35,550	34,797	752
	社債	70,037	69,219	817	68,934	67,940	993
	その他	42,062	34,944	7,118	48,614	40,717	7,897
	小 計	333,082	312,524	20,557	336,799	313,640	23,159
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	134	156	△ 22	558	620	△ 61
	債券	21,166	21,189	△ 23	16,277	16,839	△ 561
	国債	5,997	6,002	△ 5	13,152	13,713	△ 560
	地方債	6,775	6,787	△ 12	1,832	1,832	△ 0
	社債	8,393	8,398	△ 5	1,292	1,293	△ 0
	その他	11,797	12,163	△ 366	25,548	26,959	△ 1,411
	小 計	33,097	33,509	△ 411	42,384	44,419	△ 2,034
合 計		366,180	346,033	20,146	379,184	358,060	21,124

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	平成27年度中間期 （平成27年9月30日現在）	平成28年度中間期 （平成28年9月30日現在）
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	684	628
その他	14	41
合 計	699	669

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

減損処理を行った有価証券
(平成27年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(平成28年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、0百万円（時価を把握することが極めて困難と認められる株式）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	平成27年度中間期（平成27年9月30日現在）		平成28年度中間期（平成28年9月30日現在）	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,000	—	3,000	—

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	平成27年度中間期 (平成27年9月30日現在)	平成28年度中間期 (平成28年9月30日現在)
評価差額	20,146	21,124
その他有価証券	20,146	21,124
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	6,310	6,305
その他有価証券評価差額金	13,835	14,818